

大阪府指定出資法人評価等審議会（第11回）

- と き 令和4年2月28日（月曜日）13:00～15:00
- と ころ Web開催
- 出席者 吉村 典久（大阪市立大学大学院経営研究科・商学部 教授）
飯島 奈絵（堂島法律事務所 弁護士）
上野山 達哉（大阪府立大学大学院経済学研究科・現代システム科学域マネジメント学類 教授）
久保 明代（株式会社プロスパー・コーポレーション 代表取締役会長）
坂本 守孝（坂本会計事務所 公認会計士）
山田 美智子（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 主任研究員）
- 議 事 1. 大阪府道路公社 中期経営計画（案）について
2. （公財）大阪府漁業振興基金 中期経営計画（案）について
3. 大阪府指定出資法人の役員報酬制度について

（1）大阪府道路公社 中期経営計画（案）について

資料1、2に基づき、法人から中期経営計画（案）について説明

- 委員：資料2の10ページに記載されている「維持修繕・管理業務の費用」には、鳥飼仁和寺大橋有料道路のケーブル補修は含まれているのか。
- 法人：道路の日常的な維持管理等について計上しており、ケーブルの補修に関する費用は含まれていない。
- 委員：資料2の13ページに記載されている費用（道路管理費等）において、2022年度と2024年度が増加しているのは、ケーブル補修に係る費用が含まれているという理解で良いか。
- 法人：その通り。
- 委員：日平均交通量の見通しが毎年度減少しているが、その理由は何か。
- 法人：国が出している交通センサス等を元に算出しており、全体として交通量が年々減少しているため、このような推計となっている。
- 委員：新型コロナウイルス感染症の影響が出る前から減少しているのか。
- 法人：新型コロナウイルスによる影響は推計が困難であるため、国全体での交通量の減少による影響のみを推計値に反映している。
- 委員：過去の実績を見る限り、箕面有料道路については通行量が右肩下がりになるとは考えにくい。推計値としても低めに見積もられているのではないか。
- 法人：交通量増に向けた取り組みは行っていくが、実際の交通量に対し、どれだけ効果があるかは不明であることから、道路料金収入について厳しく見通した計画としている。
- 委員：鳥飼仁和寺大橋については交通量の推移として妥当なものと思われるが、箕面有料道路については見直してもよいのではないか。
- 法人：単に交通量の減少のみを反映しているものではなく、新名神による交通量増等も反映した推計値としている。
- 委員：中期経営計画の見通しが目標値となり、ひいては役員報酬に関係するものであるため、実態としての箕面有料道路の交通量が一定量あることを踏まえれば、達成見込みが高いものとして設定している印象がある。
- 法人：箕面有料道路については年度ごとに交通量にばらつきがあり、予測が付きにくい状況。直近

の交通量から推計したものを記載している。

委員：箕面有料道路の交通量の見通しについては検討いただきたい。

委員：償還見通しにおいて、継続2路線の未償還額が316億円と記載されている。未償還額が生じるのは恐らく計画時の交通量よりも少ないことが原因と思われるが、どのくらいの乖離が生じているのか。

法人：建設当時は、交通センサスにおいて右肩上がりで推計されていたことや、箕面有料道路については新名神との接続により大幅に増加することを見込んでいたが、実態として計画よりも伸びなかったことが乖離の要因となっている。

(2) (公財) 大阪府漁業振興基金 中期経営計画 (案) について

資料3、4に基づき、法人から中期経営計画 (案) について説明

委員：中期経営計画14ページのその他収入について、令和4年度以降、500万円増加する計画となっているが、どういった内容で安定的な収入を見込んでいるのか。

法人：その他収入については、特定資産運用益が毎年200万円程度あるほか、第2基金（漁業経営安定推進基金）の振替額を見込んでいる。同基金については、平成11年度に積み立てたもので、漁業協同組合等の要望に応じた額を取り崩して漁業振興の助成をしており、毎年2500万円程度の取崩しを見込んでいる。

委員：支出を中長期的に縮減していく中で、令和4年度は一時的に増える見込みとなっているが、その主な要因とは何か。

法人：令和4年度は、法人の事業で水槽等を使用している栽培漁業センター（大阪府立環境農林水産総合研究所の施設）の補修工事について、法人でも負担金を計上しているため、事業費が増加している。また、公益目的事業費（助成事業）については、現在は25件程度の助成を行っているが、計画の最終年度には15件程度まで絞り込んでいく予定。ただ、急激に件数を減らすのではなく、令和4年度は例年程度の予算とし、徐々に絞っていく計画としている。

委員：公益目的助成事業とその他助成事業については、連動しているのか。

法人：2種類の助成事業は目的で分かれており、その他助成事業は、公益目的以外の漁業協同組合等に対する助成として位置付けている。その内訳としては、漁業経営安定推進基金を2500万円程度、漁協等に対する助成事業を1000万円程度と見込んでいる。

委員：事業費の抑制として、公益目的事業費を令和4年度から令和8年度にかけて減らしていくとのことだが、中期経営計画の中で、「海域環境保全、資源管理、食育推進等の取組みに対する支援」や「より効果的な公益目的事業の実施」といった大きな方向性を打ち出しているため、計画の方向性と取組みに乖離が生じているように見えるのではないか。

法人：収入に見合った予算規模となるため、応募のあった全ての事業に対して助成を行うことは困難だが、今までは広い範囲の事業に対して助成していたところを、今後はより効果が高いもの、大阪湾全体の広域的な効果が発現できるものなどに絞り込んでいくことを考えている。

委員：より効果が高いとはどういったことか、何をもちて効果を示すのか、という説明がないと、単に事業費や件数を減らす計画のように見えてしまう。金額が少ない中でも、効果のある取組みや支援方法があると思うので、中期経営計画で掲げる方向性に沿った内容となるように記載すべきではないか。

法人：今後、どういった事業を対象に採択していくか、毎年度、具体的な基準を設けて広くお示し

し、納得を得られる形で事業採択をしていきたいと考えている。具体的には、大阪湾の環境改善に寄与するような取組み、より広域的な効果が見込める事業などを想定している。

委員：その方向性については、中期経営計画にもはっきり記載しておくべき。

法人：承知した。

委員：中期経営計画 14 ページの特定資産残高（栽培漁業推進積立資金）については、年々取り崩していくものという理解でよいか。計画最終年度である令和8年度末には、毎年取り崩していく金額を下回ってしまうが、今後の対応について、法人としてどのように考えているのか。

法人：積立資金については、毎年の取崩しにより減っていくため、令和9年度以降を見据えて、次期中期経営計画の3年目に見直しを行う予定。具体的には、新たな財源の確保として、国等の他団体の助成金の活用、現在は満期保有としている債券の運用基準の見直しや買替え、社債の限度額の見直し、外国債の購入等を検討している。また、収入の増加とともに経費の削減を図り、収入の範囲内での事業運営をしていきたいと考えている。

委員：低金利下での法人運営の難しさもあると思うが、今後の見直しの方向性について、次期中期経営計画に詳しく記載するべきではないか。また、この方向性について、法人内部では具体的な議論が進んでいるのか。

法人：今後の運営については、人件費や助成金の見通しなど、法人だけでは決められないところもあるため、府や関係者とも相談し、まずは基本財産を取り崩さずに運営できるよう、あらゆる角度から検討して取り組むべき、という意見をもらっている。今後は、その方向性に基づいて具体的な取組みを進めていきたいと考えている。

委員：法人の財産の運用方法については重要な課題であり、公益財団法人として、安定的に法人運営を行っていくためにどのような手法を検討するのかを示してほしい。今後の検討時期やどういった内容の検討を行うかなど、具体的なプロセスを中期経営計画に記載すべき。

(3) 大阪府指定出資法人の役員報酬制度について

資料5、6に基づき、事務局から説明

※委員から特段の意見等はなし